

感対第 662 号  
令和 4 (2022) 年 2 月 4 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、1 日あたり新規感染者数（公表日ベース）の増減はあるものの、2 月 2 日には初めて 1,000 人を超え過去最高を更新しました。また、医療のひっ迫度を示す指標を 2 週間前と比較した場合、病床使用率は約 12.5%増加し 40.8%となり 4 割を超えるとともに、中等症者数も約 2.5 倍の 28 人となるなど医療提供体制への負荷が高まりつつあります。

さらに、65 歳以上の高齢者や重症者、中等症Ⅱ、基礎疾患を有する患者の入院が増加するとともに、救急搬送困難事案も増加しており、コロナ医療と救急医療等の通常医療のひっ迫が同時に起こることで、医療崩壊につながる懸念もあります。

そのため、感染拡大と医療ひっ迫をここで食い止めるため、基本的な感染対策の徹底など、まん延防止等重点措置区域としての協力要請を改めて県民・事業者に呼びかけることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添について周知していただきますようお願いいたします。

加えて、現在、新規感染者数が急増していることから、積極的疫学調査を重点化して実施しているところですが、職場や学校等での感染拡大を防止していくことも重要となります。このため、県 HP に「職場や学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の対応」及び「チェックリスト」を掲載することとし、事業所（職場・学校等）の担当者からの電話相談窓口を受け付けることとしましたので、併せて御周知願います。

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 028-623-2826 ）

## 感染拡大・医療ひっ迫の阻止に向けて

- ▶ 新規感染者数は、2月2日に初めて1,000人を超え過去最高を更新し、現状の伸び率で推移すれば、今月中旬には1週間あたりの新規感染者数は1万人程度（1日当たり1500人程度）まで増加する可能性
- ▶ 病床使用率も40%を超え、今月中旬にはレベル3の基準である50%を超える可能性
- ▶ このまま推移すれば、「コロナ医療のひっ迫」と「救急医療などの通常医療のひっ迫」がさらに進み、医療崩壊につながる懸念

(1/27~2/20)まん延防止等重点措置区域

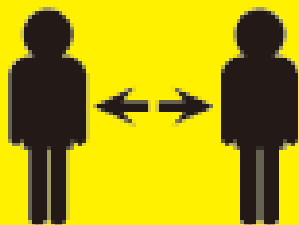
緊急事態宣言に至る前に

感染拡大と医療のひっ迫をここで食い止める必要

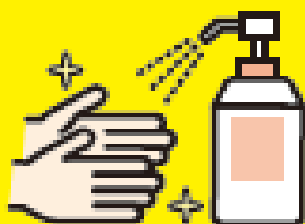
今こそ、県民・事業者の皆様に  
危機感を持って徹底いただきたいこと

## 基本的な感染対策の徹底

間隔の確保



手指の消毒

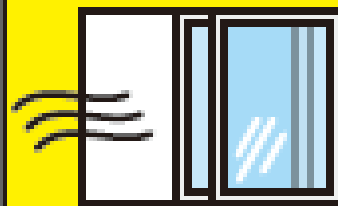


カイワスルハマスクスル  
会話する＝マスクする

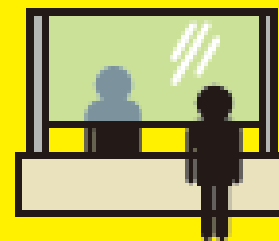
つい忘れがちです。いつも心がけましょう。



定期的な換気



飛沫対策



- 会食は4人以下、2時間以内
- テレワークや時差出勤など人との接触機会を減らす

## 積極的疫学調査の重点化

保健所による積極的疫学調査を、以下の対象に重点化（1/17～）

- ①陽性者本人
- ②同居家族等
- ③高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設、医療機関等
- ④その他クラスター化が懸念される施設等

職場や学校等での感染拡大を防止していくことも引き続き重要

1. 県HPに「職場や学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の対応」及び「チェックリスト」を掲載 2/4(金)
2. 事業所(職場・学校等)の担当者からの電話相談を受付 2/7(月)～

**栃木県新型コロナウイルス生活相談センター**  
電話：028-623-2826（受付時間：平日午前9時～午後5時）

# 濃厚接触者等に対する対応について

## 濃厚接触者に対する対応

### 検査の重点化（1/29～）

濃厚接触者の検査については、感染状況に応じて、基礎疾患のある方などリスクの高い方や検査を希望する方を除き、無症状者の検査を不要とすることを可能とする

### 待機期間（1/28～、2/2～）

待機期間(※)を10日→7日に短縮（8日目から解除）ただし、社会機能維持者については、抗原定性検査であれば4日目及び5日目、PCR等検査であれば5日目の検査で陰性であれば、5日目に解除可能

※濃厚接触者である同居家族等の待機期間の起点(0日目)については、①、②いずれか遅い方

①検査陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）

②当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

### 同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合（1/29～）

同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により、検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする（その場合、疑似症患者として届出）

## 無症状患者に対する対応

### 療養解除基準（1/28～）

無症状患者については、療養期間を検体採取日から10日→7日に短縮（8日目に解除）